

## 別紙 1 (施設の使用停止及び催物の開催の停止要請)

### 1. 基本的に休止を要請する施設 (特措法施行令第 11 条に該当するもの)

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
商業施設		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるものに限る。 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるものに限る。

### 2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以下の下記の施設については、同 1,000 m<sup>2</sup>超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼。

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※但し、床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館・ホテル等	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が 100 m <sup>2</sup> 以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

### 3. 施設の種別によっては休業の協力を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 ※幼稚園については、特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児については、個別に相談の上、受入れの継続を要請	学校 (大学等を除く。)
社会福祉施設	休業協力要請の対象外とするが、医療従事者や社会の機能を維持するために、就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子供等の保育等を確保しつつ、保育の縮小や臨時休園等について要請する。	保育所等、学童クラブ
	適切な感染防止対策の協力を要請	障害福祉サービス等事業所、婦人保護施設等